

苓北町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月

(令和6年3月改訂版)

熊本県苓北町

目 次

第1章 基本的な事項	3
1. 町の概況	3
2. 人口及び産業の推移と動向	5
3. 行財政の状況	8
4. 地域の持続的発展の基本方針	10
5. 地域の持続的発展のための基本目標	10
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	12
7. 計画期間	12
8. 公共施設等総合管理計画との整合	12
9. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合	12
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
1. 現況と問題点	13
2. 対策	13
3. 計画	14
4. 公共施設等総合管理計画との整合	14
第3章 産業の振興	15
1. 現況と問題点	15
2. 対策	17
3. 計画	19
4. 産業振興促進事項	21
5. 公共施設等総合管理計画との整合	21
第4章 地域における情報化	21
1. 現況と問題点	21
2. 対策	22
3. 計画	22
4. 公共施設等総合管理計画との整合	22
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	23
1. 現況と問題点	23
2. 対策	24
3. 計画	24
4. 公共施設等総合管理計画との整合	24
第6章 生活環境の整備	25
1. 現況と問題点	25
2. 対策	27
3. 計画	29
4. 公共施設等総合管理計画との整合	30

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
1. 現況と問題点	30
2. 対策	32
3. 計画	33
4. 公共施設等総合管理計画との整合	34
第8章 医療の確保	34
1. 現況と問題点	34
2. 対策	34
3. 計画	34
4. 公共施設等総合管理計画との整合	35
第9章 教育の振興	35
1. 現況と問題点	35
2. 対策	36
3. 計画	36
4. 公共施設等総合管理計画との整合	37
第10章 集落の整備	37
1. 現況と問題点	37
2. 対策	38
3. 計画	38
4. 公共施設等総合管理計画との整合	38
第11章 地域文化の振興等	38
1. 現況と問題点	38
2. 対策	39
3. 計画	39
4. 公共施設等総合管理計画との整合	39
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	39
1. 現況と問題点	39
2. 対策	40
3. 計画	40
4. 公共施設等総合管理計画との整合	40
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
1. 現況と問題点	40
2. 対策	40
3. 計画	40
4. 公共施設等総合管理計画との整合	40
事業計画 (令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 (再掲)	41

第1章 基本的な事項

1. 町の概況

(1) 町の自然的、歴史的、社会的・経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は、熊本県の南西部に点在する天草諸島のうち、最も大きな天草下島の北西端に位置しており、県庁所在地の熊本市までは車で約2時間30分、距離にして約120kmに位置しています。町境は東から南にかけて天草市と接し、西は外洋の天草灘、北は内海の千々石灘に面し、東西9.7km、南北12.30kmで、面積は67.58㎦となっています。

また、本町は美しい紺碧の海が眼前に広がるとともに、東から南にかけては緑輝く山々を有し、海と緑に包まれた自然環境・景観に恵まれています。さらに、本町の特徴である細長く突き出た富岡半島は、砂州によって陸地とつながった陸繋島として知られ、美しい砂丘は天然の良港を形成しており、1956（昭和31）年には雲仙天草国立公園の指定を受けています。半島から伸びた砂嘴の巴崎は小天橋とも呼ばれ、熊本県指定の天然記念物ハマジンチョウが群生しています。

② 歴史的条件

苓北という名前は、天草全土が「苓州」と呼ばれていたことが由来となっており、「苓」は「あまくさ（甘草）」を意味し、苓州の北部に位置する町ということで「苓北」と名付けられました。

本町は、かつて数百年にわたり天草の中心地として繁栄したという独特の歴史をもつ町です。1205年からおよそ400年間、志岐氏が統治する時代が続き、戦国時代末期には全盛期を迎えました。キリシタン大名の志岐麟泉はイエズス会の宣教師を招いて布教を許し、これを通じて南蛮貿易を行おうとしましたが、豊臣政権下の加藤・小西連合軍に攻められ、薩摩の島津氏を頼って逃れています。

その後、徳川時代に唐津藩主寺沢広高が富岡城を築き、天草全島を治めましたが、島原・天草一揆の後、天領となり、さらに私領、天領を経ながら、明治初期まで富岡は天草の政治・経済・文化の中心地として栄えました。1953（昭和28）年の町村合併促進法施行により、天草郡坂瀬川村、志岐村、富岡町、都呂々村の4町村の合併の機運が高まり、1955（昭和30）年1月1日、都呂々村を除く3町村が合併し、「苓北町」が誕生し、翌年には、都呂々村が編入合併され現在の本町となっています。

町内には、本丸に整備された熊本県富岡ビジターセンターや高麗門、白堀等が復元された富岡城跡や、キリスト教布教の拠点として栄えた歴史を秘めた志岐城跡一帯をはじめ、独特の歴史や文化、風土を色濃く残す有形・無形の文化遺産が数多く存在しています。

また、このように歴史文化が息づく本町には、かつて多くの文豪たちが訪れており、頼山陽の詩碑や林芙美子の文学碑といった文学的史跡が町内随所に残されているほか、与謝野鉄幹と北原白秋ら5人が東京から九州・天草に降り立ち、「五足の靴」の旅を始めた地としても知られています。

③社会的・経済的条件

本町の主要産業は、農業と水産業です。しかしながら、主要産業の農業は、各種の基盤整備、施設整備等を行ったにもかかわらず、近年は従事者の高齢化や担い手不足等により農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

水産業は、沿岸漁業を主体に操業されていますが、いずれも規模零細であり、農業同様、従事者の高齢化や担い手不足が大きな問題となっています。

企業誘致については、新たな企業の進出が求められるところですが、都市圏から遠隔地のため立地条件が悪く、誘致がなかなか難しい状況です。

空路については、天草エアラインが運航しており、天草空港から熊本空港まで20分、福岡空港まで30分の飛行時間であり、空路を使つてのそれぞれの都市圏までの所要時間は短縮されましたが、陸路については熊本市まで車で約2時間30分を要し、陸上交通はまだまだ整備が必要です。

町内の交通体系については、道路網の骨格である国県道の整備を要請するとともに、町道の適正な維持管理を計画的、効率的に推進し、また橋梁の点検・改修を進め、長寿命化に努めています。さらに、高齢化の進行により町民生活に欠かせない公共交通機関であるバス交通網、町内巡回バスの充実や、国庫補助航路の天草～長崎航路（高速船）の利用促進に努めています。

観光面では、雲仙天草国立公園の地域内にあって、富岡半島の一部海域が海域公園の指定を受けています。また、志岐城跡、富岡城跡に見られるように歴史的遺跡や、林芙美子の文学碑、頼山陽詩碑等の文学遺産もあり、観光資源に恵まれています。しかし、観光客は通過型が多く、滞在型観光への転換を図る必要があります。

商業については、郊外型大型店やコンビニエンスストアの増加、インターネットによる通信販売の拡大など、本町の商業を取り巻く環境は厳しさを増している状況です。

(2) 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和35年の16,603人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和40年代、日本の高度経済成長に合わせて都会への人口流出が続き過疎化が起こりました。また昭和50年には炭鉱が閉山し、それに伴う

鉱業就業者の減少が過疎化に拍車をかけました。その後も人口減少は続き、平成2年の人口は1万人を割ることとなり、平成27年には7,739人と、昭和35年のピーク時の半分以下となりました。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、昭和35年の高齢者比率7.5%に対し、平成27年は37.6%に増えており、これから更に高齢化が進行すると予想されます。

本町は、昭和45年度から平成11年度まで過疎地域振興対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、これらの法に基づく計画をはじめ、各種計画に基づき、産業の振興、交通体制の整備、生活環境の整備、医療・福祉の向上、教育の振興等の各分野においてさまざまな施策に取り組んできました。財政力指数の要件を満たさなくなったことから、平成12年4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法の適用は受けませんでした。依然として過疎化は進行し、産業の衰退、地域の活力の低下は深刻なものとなっており、人口減少及び少子高齢化対策は、本町の最重要課題となっています。

このことから、産業の振興、定住促進のための就業の場の確保、生活基盤の整備、U・J・Iターン者の受入体制・環境等の整備を図るなど、あらゆる分野における総合的な対策が必要となっています。また、本町の特性を生かした地域づくりを推進することにより、地域の持続的発展を図ることが重要です。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

本町の産業構造は、昭和35年国勢調査では第一次産業が全体の51.0%を占めていましたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競争の激化等、農林水産業を取り巻く環境は厳しく、また、若年層の流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、平成27年国勢調査では16.4%まで落ち込んでいます。第二次産業では、昭和35年国勢調査では28.1%でしたが、平成27年国勢調査では18.3%に減少しています。一方、第三次産業では、昭和35年国勢調査では21.0%でしたが、平成27年国勢調査では65.3%と増加しています。

就業人口比率において第三次産業が第一次産業を上回っているとはいえ、本町においては農林水産業が基幹産業として中心的な存在であることには変わりはなく、引き続き支援していく必要があります。

2. 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和35年の16,603人をピークに年々減少の一途をたどっています。

昭和35年と平成2年の人口を比較すると、30年間で40.3%の減少が見

られます。平成2年以降も減少傾向を続け、平成27年には7,739人と、昭和35年からの55年間で減少率は53.4%となっています。

本町の年齢階層別人口を見ると、65歳以上の高齢者比率は、昭和35年7.5%でしたが、平成2年には20.0%、平成27年には37.6%と増加しています。今後も少子化、晩婚化、都市部への転出などにより人口の減少、高齢化が更に進むことが予想されます。

産業別人口については、人口の減少と共に就業者も減少し、昭和35年の7,360人から平成2年には4,691人、平成17年には4,186人、平成27年には3,564人と、55年間で51.6%減少しています。第一次・第二次・第三次産業別では、減少が最も著しいのは第一次産業で、昭和35年には3,752人と総就業者の半分を占めていましたが、平成2年には1,286人、平成17年には782人、平成27年には583人となっており、55年間で84.5%減少しています。第二次産業では、昭和35年は2,065人、平成27年は652人と、55年間で68.4%減少しています。一方、第三次産業では、昭和35年は1,543人、平成2年は2,213人、平成27年は2,329人と増加の傾向を示し、平成27年の就業人数の総数に占める割合は65.3%となっています。

■人口の推移（国勢調査）

表 1 - 1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,603	人 11,445	% △ 31.1	人 9,916	% △ 13.4	人 8,927	% △ 10.0	人 7,739	% △ 13.3
0歳～14歳	6,296	2,908	△ 53.8	1,889	△ 35.0	1,146	△ 39.3	894	△ 22.0
15歳～64歳	9,065	6,981	△ 23.0	6,041	△ 13.5	4,914	△ 18.7	3,932	△ 20.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,035	2,058	△ 32.2	1,300	△ 36.8	987	△ 24.1	666	△ 32.5
65歳以上 (b)	1,242	1,556	25.3	1,986	27.6	2,867	44.4	2,913	1.6
(a)/総数 若年者比率	% 18.3	% 18.0	—	% 13.1	—	% 11.1	—	% 8.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.5	% 13.6	—	% 20.0	—	% 32.1	—	% 37.6	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し（人口ビジョン）

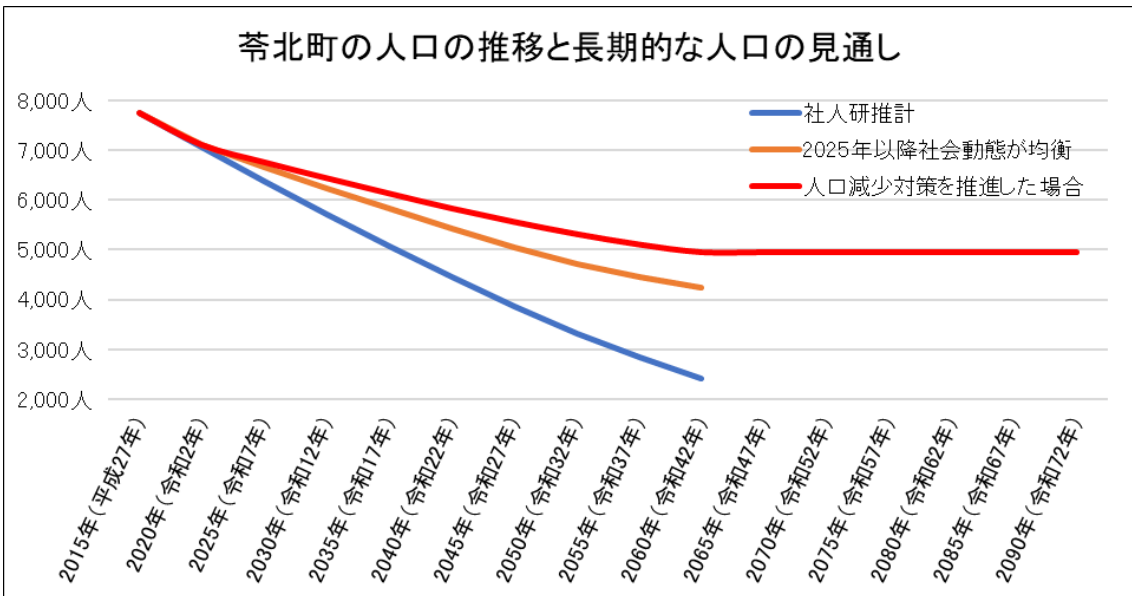


表 1－1 (3) 産業別就業人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,360人	4,874人	△33.8%	4,691人	△3.8%	4,186人	△10.8%	3,564人	△14.9%
第1次産業 就業人口(a)	3,752人	1,924人	△48.7%	1,286人	△33.2%	782人	△39.2%	583人	△25.4%
人口比率 (a)/総数	51.0%	39.5%	—	27.4%	—	18.9%	—	16.4%	—
第2次産業 就業人口(b)	2,065人	1,083人	△47.6%	1,192人	10.1%	937人	△21.4%	652人	△30.4%
人口比率 (b)/総数	28.1%	22.2%	—	25.4%	—	22.4%	—	18.3%	—
第3次産業 就業人口(c)	1,543人	1,867人	21.0%	2,213人	18.5%	2,467人	11.5%	2,329人	△5.6%
人口比率 (c)/総数	21.0%	38.3%	—	47.2%	—	58.9%	—	65.3%	—

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

本町は、昭和30年1月に天草郡坂瀬川村・志岐村・富岡町が合併し「苓北町」として発足、昭和31年9月に天草郡都呂々村を編入合併して今日に至っています。

地方分権の確立に向けた取組が進められる中、本町においても限られた財源と人材を有効に活用しながら、行政運営を進めていくことが求められています。同時に、多様化、高度化する住民ニーズに対応していくためには、住民感覚とコスト意識を持ちながら、効果的な行政サービスを提供していく必要があります。

本町では、まちづくりの指針となる第7次振興計画を平成31年3月に策定し、それに基づき行政運営を行っています。また、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かっていくという考えのもと、町民、企業、団体、行政がともに輝ける協働・協創のまちづくりに努めています。

(2) 財政の状況

本町の令和元年度の財政状況は、財政力指数0.50、実質公債費比率13.0%、経常収支比率91.5%となっています。

これまでも、ふるさと納税制度を設け、新たな財源確保に取り組むなど、自主財源の確保に努めるとともに、財政状況の分析・公表を行いながら効率的な財源配分を図り、健全な財政運営を推進していますが、今後においても、

地方交付税制度や国・県補助金などの見直しが進む中、社会保障給付をはじめとする行政需要の増大などもあり、財政状況はなお一層厳しくなることが想定されます。このため、国・県の補助事業や地方債の財源活用など、後年度の財政負担に配慮しつつ、緊急度や事業効果等を踏まえて、中長期的視点に立った振興計画、過疎地域持続的発展計画等の計画的かつ重点的な展開と健全で安定した財政運営を推進する必要があります。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 (A)	7,439,049	5,595,970	5,037,957
一般財源	3,399,208	3,255,882	3,236,231
国庫支出金	2,065,300	649,225	536,548
都道府県支出金	639,050	449,658	552,266
地方債	894,957	811,161	331,206
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	440,534	430,044	381,706
歳出総額 (B)	7,203,127	5,440,504	4,885,946
義務的経費	2,278,307	2,333,598	2,379,806
投資的経費	2,843,138	1,063,535	532,143
うち普通建設事業	2,799,479	700,595	274,843
その他	2,081,682	2,043,371	1,973,997
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A - B)	235,922	155,466	152,011
翌年度へ繰越すべき財源 D	139,026	42,139	42,462
実質収支 C - D	96,896	113,327	109,549
財政力指数	0.69	0.55	0.50
公債費負担比率	15.4	17.1	21.5
実質公債費比率	14.4	13.4	13.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	86.5	87.6	91.5
将来負担比率	125.0	140.1	107.6
地方債現在高	6,149,491	7,888,916	7,112,683

(地方財政状況調査より)

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
町 道					
改良率 (%)	15.4	22.0	62.8	72.8	82.4
舗装率 (%)	46.4	66.7	84.2	88.3	92.4
農 道					
延長 (m)	—	—	7,303	7,303	7,303
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	49.1	26.7	9.1	10.6	11.4
林 道					
延長 (m)	1,337	9,117	36,201	40,822	40,822
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	1.3	2.2	8.7	9.9	9.9
水道普及率 (%)	90.8	88.9	92.4	96.1	96.7
水洗化率 (%)	8.7	36.1	43.3	82.1	88.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	27.3	31.2	31.4	28.2	24.8

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町は、美しく豊かな自然の恵みや長い歴史の中で育まれてきた文化、産業、そして人々の暮らしなど多くの財産を有しています。こうした財産を継承しながら、町民一人ひとりが生きがいをもち、安心して心豊かに暮らすことができる、次代に誇れるまちづくりを進めるため、まちの将来像を基本構想により「豊かな自然と暮らしを未来へとつなげるまち 苓北 ～まちの魅力を守り、伸ばし、発信していく～」と定めています。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

本町の目指すべき将来像を踏まえ、「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」の3つを基本目標に掲げて本町の持続的発展を図ります。

また、本町の持続的発展には、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠です。

国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計によると、本町の将来人口は令和7年には6,400人になると予想されていますが、本計画の各種事業に取り組むことで、計画最終年である令和7年の目標人口を6,500人とします。

(1) 安心して住めるれいほく

海と緑に包まれ、恵まれた自然環境・景観を誇るまちとして、環境・景観の保全とこれを活用した、創造性に富んだ施策の総合的推進、快適な生活に欠かせない上・下水道の健全運営、資源循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の充実に努めます。

また、海に面した台風常襲地帯という地理・地形的条件を踏まえた防災体制の強化、防犯・交通安全対策の強化など危機管理体制の整備を図り、誰もが住みたくなる快適で安全な生活環境づくりを進めます。

さらに、充実した保健・医療・福祉環境や住民活動が活発な地域性等を生かし、町民の健康寿命の延伸に向けた健康づくり推進体制や地域医療体制の一層の充実に努めます。

また、助け合い支え合う地域づくりを進めながら、町全体で子育てを応援する多面的な取り組みを行うとともに、高齢者や障がい者の介護・自立支援体制の整備を図るなど、誰もが安心して生活できる健康・福祉のまちづくりを進めます。

(2) いきいきと暮らせるれいほく

担い手の育成・確保や生産基盤の一層の充実はじめ、生産環境の変化を踏まえた多様な支援施策を一体的に推進し、本町の主要産業である農業と水産業の維持・高度化に努めます。

また、計画的な森林整備の促進、地域性に即した商業・鉱工業の振興、恵まれた自然や独特の歴史文化を生かした観光・交流機能の強化、企業誘致や周辺自治体などとの連携による雇用対策の充実に図り、町民のいきいきとした生活を支える豊かで活力に満ちた産業づくりを進めます。

そして、本町の持つ自然環境による再生可能エネルギーや、立地する石炭火力発電所を生かした、本町ならではの「電気のふるさと」としてのまちづくりを進めます。

さらに、土地利用ニーズの動向を踏まえた長期的・広域的な視点から、町の一体的・持続的発展を見据えた計画的な土地の利用を推進します。

また、これらに基づいて、定住の基盤となる住居施策の推進、国・県道の整備促進、町道及び橋梁の適正な維持管理、公共交通の充実、高速・大容量の情報通信基盤を活用した情報発信に努め、定住と人・物・情報の交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

(3) ふるさとと呼べるれいほく

本町の自然や歴史、産業、人材等を生かした特色ある教育活動の推進や学校施設の老朽化対策など、学校教育環境の一層の充実に図ります。

また、全ての町民が学ぶことができ、自己を高め、地域社会に還元して

いく生涯学習社会の形成、町民主体のスポーツ・文化・交流活動の促進、天草の中心地として栄えた歴史を物語る有形・無形の貴重な文化財の保存とまちづくりへの一層の活用を図り、新たな時代を担う人材の育成と歴史文化が輝く教育・文化のまちづくりを進めます。

さらに、男女が互いに尊重し合い、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画することができる男女共同参画社会の形成、助け合い支え合いながら地域を共につくるコミュニティの育成、新たなまちづくりの仕組みとして の町民と行政との協働体制をより発展させていきます。

そして、行財政運営のあり方を常に点検・評価・公表しながら、町民の目線を重視した行財政改革を強力に推進し、多様な主体が一体となって自立したまちづくりを進めます。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、中間評価（令和3年度～令和5年度）と最終評価（令和3年度～令和7年度）を実施します。評価にあたっては、「苓北町第7次振興計画」及び「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証と併せて行うとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

7. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度において公共施設ごとの個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理しました。

本計画を推進するにあたっては、この公共施設等総合管理計画との整合を図りながら事業を実施するとともに、公共施設の適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

9. 第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

本町では、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として最上位計画である「苓北町第7次振興計画」を基本に、人口減少への対応と地方創生の推進を目的とした集中的な取り組みを示す計画として、「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

本計画を推進するにあたっては、「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら事業を実施し、本町の持続的発展に努めます。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

本町では、高校・大学を卒業し就職時期を迎えた若年層の転出による人口流出が多いことから、人口流出抑制を図るとともに、町外からの人口流入を促進する必要があります。

町内に増加している空き家対策として、移住・定住希望者のニーズへの対応と、空き家の有効活用に関連する支援施策を検討し情報発信を行ってきました。今後も人口減少対策と空き家対策に向けて、更なる対応を行っていく必要があります。

(2) 地域間交流の促進

本町は佐賀県唐津市と姉妹都市締結を行っており、さまざまな分野で交流を深めています。このほかにも、交流人口拡大のための各種スポーツ大会やイベントを開催しています。今後は、これらの内容の充実や参加促進を図るとともに、都市部の住民の関心を獲得するための地域資源の活用や効果的な情報の発信を行っていく必要があります。

また、志岐氏※の末裔が会員となっている「れいほく・志岐ファンクラブ」については、新たな加入者のほとんどが会員からの紹介のみとなっており、4年に一度の志岐氏サミットの参加者が回を重ねるごとに減少しているため、会員数を増やす取り組みが必要です。

さらに、本町では、オーストラリアのマジー市に中学生を派遣し、国際性豊かな人材の育成と国際交流の推進を図っており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

※志岐氏：1205年からおよそ400年間、志岐城（苓北町）を中心に当地の領主として天草下島の北部一帯を統治しました。

(3) 人材育成

人口の減少、少子化・高齢化の進行等を背景に、地域活動をはじめとするあらゆる分野において担い手不足が深刻となっています。

今後、まちづくりを支える人材の継続的な確保が求められる中、産業やまちづくりなど様々な分野において人材・担い手の育成を図る必要があります。

2. 対策

(1) 移住・定住

①若者の地方定着の促進と教育費の負担軽減として、大学等に進学した学生が卒業後に本町へ一定期間定住することで、奨学金の返還を免除する制度の拡充を検討します。

②空き家バンク制度による物件の情報提供や、移住者が活用する空き家の購

入や改修を支援するなど、若者や後継者の定住、U・J・Iターンの促進に向けた移住・定住支援策を推進します。

- ③小規模事業者の新規創業や経営改善のための設備投資、後継等にかかる費用を補助するなど、町の雇用の創出や新規創業を目的とした移住・定住の促進に繋がる施策を検討します。

(2) 地域間交流の促進

- ①姉妹都市である佐賀県唐津市とのより一層の交流促進を図ります。
- ②「れいほく・志岐ファンクラブ」の会員数を増やすため、外部への情報発信を行い、併せて志岐氏サミットへの参加者数の増加につなげます。
- ③各種大会やイベント等への町外からの参加者を増加させるため、既存の事業内容の充実を図り、情報発信を行います。
- ④社会体育クラブの育成・総合型地域スポーツクラブの充実により、スポーツに触れる町民の数を増やし、ひいては町外チームやクラブ等とスポーツ交流ができる団体の増加を図ります。
- ⑤海外研修派遣事業に取り組み、国際性豊かな人材の育成と国際交流の推進を図ります。

(3) 人材育成

各産業やまちづくりを支える人材の育成の取り組みを支援するとともに、後継者や新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住、 地域間交流 の促進、人 材育成	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用支援事業 ・移住支援事業 	荅北町 荅北町	
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・唐津市姉妹都市締結記念事業 ・地域間交流事業 ・志岐氏サミット事業 ・海外研修派遣事業 	荅北町・唐津市 荅北町 荅北町 荅北町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 農業

本町の農業は、温暖な気候条件を活かした特色ある農業が展開されており、早期水稲、極早生種や中晩柑類の果樹、レタス・馬鈴薯・タマネギ等の野菜、酪農、天草黒牛繁殖等多様な農畜産物が生産されています。

しかしながら、中山間地域に位置づけられる条件不利地域が多く、近年のイノシシ等鳥獣被害の増加、農業用水安定確保の課題と併せ、燃油や資材の高騰も続き農業経営は厳しい状況にあり、農業従事者の高齢化、担い手不足の進行に伴い遊休農地が増加しています。

(2) 林業

本町の森林は、町の総面積の約61%を占め、民有林面積4,141haの構成は人工林1,987ha、天然林2,061ha、竹林等93haとなっています。

なお、森林資源は戦後の拡大造林の推進により人工林率50%に達し、その森林の多くが間伐の時期を迎えている状況です。

しかしながら、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や林業従事者の減少と高齢化、更には森林所有者の世代交代等により森林への関心が薄れ、間伐等の管理が適正に実施されない森林が多くなっています。

(3) 水産業

本町の漁業は、一本釣り・刺網・潜水・えびこぎ網等の漁船漁業、緋扇貝や岩カキの貝類養殖漁業、アオサの海藻養殖漁業が営まれています。

なお、これまで周辺海域ではトサカノリ・ヒジキ・テングサ等多数の海藻が豊富で、この豊かな海藻を食べて育ったムラサキウニやアカウニは町の特産品として高い評価を受けてきましたが、近年の長引く磯焼けの影響もあり漁獲量は減少しています。

また、漁獲量の減少に加え価格の低迷、燃油や資材の高騰も続き漁業経営は厳しい状況にあり、漁業従事者の減少と併せ高齢化が進んでいます。

(4) 商工鉱業

少子高齢化の進行や消費者ニーズの多様化、インターネットによる通信販売の急速な浸透など商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、特に新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。

このようなことから、中小企業振興資金利子補給や小規模事業者支援補助金による助成、地域振興券事業等による町内消費の拡大等の事業を行ってきました。

また、鉾業においては、天草西海岸窯元めぐりを年2回開催し、天草陶石と天草陶磁器のPR及び観光客誘致を行っています。

高齢化などにより、事業所数が減少しているため、後継者問題は重要な課題であり、後継者の育成や費用負担軽減のための支援などが必要となっています。

また、買い物弱者対策、特産品販売や販路拡大、商工会の会員数減少による商工会活動の活性化等も課題となっています。

天草陶磁器についても、製品の高付加価値化等を促進し、既存鉾工業の活性化を図るとともに体験・体感型観光と食とを連携した取り組みを行う必要があります。

また、町内には宿泊できる旅館・ホテルが少ないため、観光客を集客できるホテル等の新設が望まれます。

(5) 情報通信産業

情報通信技術の急速な発展や社会情勢の変化に伴い、地方移住への関心が高まっています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、空き家や町有施設等を活用したテレワーク※やワーケーション※の推進、サテライトオフィス等の施設整備、企業誘致を行うことにより、雇用の確保、移住・定住促進、地域の活性化を支援することが求められています。

※テレワーク：ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

※ワーケーション：観光地など自宅以外でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

(6) 観光

平成30年に天草市の崎津集落が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として世界文化遺産に登録され、天草地域への観光客の増加が見込まれる中、富岡城内に歴史資料館、東西角櫓の整備や新たな観光交流拠点として富岡港船客待合所をリニューアル整備するなど観光施設整備を行ってきました。しかしながら、宿泊するための旅館・ホテルが少ないこと等もあり、本町を訪れる観光客の増加にはまだ至っていません。

また、人材不足等により、あまくさ苓北観光協会の事務局を平成23年度から町商工観光課で受け持っていますが、富岡港船客待合所にある観光案内所業務が主な業務であり、観光・旅行商品の造成や物産振興に十分に繋がっていない状況となっています。

歴史的遺産の復元施設整備は整いつつありますが、それらを有効活用するとともに新たな観光資源の掘り起こしと、今ある物産との繋ぎ合わせ及び情報技術を活用した情報発信を行うことで観光情報を充実し、来訪客の増加に繋げる必要があります。

また、あまくさ苓北観光協会は、本来担うべき観光振興の企画・立案・実

行機関としての役割を充実する必要があるとあり、自走・自立化へ向け、今後は、観光協会自体のあり方の見直しを含めて、観光と物産を一体化した稼げる組織づくりと、地域人材の育成及び観光情報の発信強化を図る必要があります。

(7) 港湾

本町には、町管理の港湾が2ヶ所存在していますが、いずれも施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき適正な維持管理に努める必要があります。

2. 対策

(1) 農業

- ①持続可能な中山間地域農業を実現するために、その基礎となる人と農地の問題の解決に向け、町・JA・農業委員会等関係機関の連携により地域や集落で作成する「人・農地プラン」の実質化を推進すると共に、プランの実行を支援し、担い手への農地集積や経営農地分散・遊休農地の解消を図ります。
- ②農業従事者育成については、苓北町担い手育成支援協議会や苓北町新規就農者支援協議会を中心として担い手・新規就農者への支援体制を構築します。
- ③スマート農業への移行による省力化の取組を支援し生産性の向上を図ると共に、有害鳥獣対策へのICT機器導入により捕獲従事者の労務負担軽減を図り、集落環境診断から対策マップを作成することでの効率的な防衛・捕獲体制を構築します。
- ④苓北町堆肥センター生産の良質完熟堆肥を農地に還元することで土壌生産能力の維持増進を図ると共に、老朽化したJA集出荷施設等の長寿命化対策により生産物の品質保持と施設利用者の安全性・利便性の向上を図ります。

(2) 林業

- ①森林の有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供等の多面的機能維持のため、森林経営管理制度に基づき、経営管理が行われていない森林について町が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築します。
- ②林業従事者のみならず、地域住民の生活道路でもある林道施設の適切な維持管理を図ります。
- ③間伐材利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費を支援し、林業経営者の間伐意欲を喚起することにより、スギ・ヒノキなどの人工林の森林整備に資するほか、間伐材の安定供給を推進します。

(3) 水産業

- ①熊本県漁業調整規則、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示及び天草不知火海区漁業調整委員会指示による採捕制限の遵守について漁業者等へ周知啓発を図り、資源保護及び漁獲量の適正管理に繋がります。また、とる漁業からつくる漁業への転換を検討し、種苗放流事業や磯焼け対策事業等を通じた資源管理型漁業を促進します。
- ②海藻養殖漁業については、指導機関と連携した養殖管理手法により安定した生産量の確保に繋がると共に、新規漁業者の参入と併せ漁場の拡大を推進します。
- ③低価格・未利用魚種も含めた加工品の開発について地元水産系高校等と連携すると共に、富岡港船客待合所（きずなステーション）での販売、インターネット販売を強化することで漁業収入の増加を図ります。

(4) 商工鉱業

- ①商工鉱業者の事業継続に向け商工会と連携し、後継者育成事業、設備投資及び販路拡大等の事業支援を行うとともに、後継者の育成支援を行うなど事業者の経営の安定化に繋がる施策を行います。
- ②町内事業者の収益増に繋がる施策として、これからWeb等の情報技術を活用した特産品販売に向けた環境整備支援や町内での消費拡大のため、プレミアム付商品券事業等の各種施策を行います。
- ③平成15年に国の伝統工芸品の認定を受けた天草陶磁器の認知度向上と販売拡大のため、平成28年に新たなブランドとして立ち上げたAmacusa MUSOシリーズのPRと併せ、宿泊と飲食と窯元めぐりを一体に行うイベント等を創出するなど販売拡大に向けた取り組みを推進します。
- ④宿泊施設誘致に向け、企業誘致係及び財産管理係と一体となって取り組み強化を行います。

(5) 情報通信産業

整備済みの高速ブロードバンド環境を活かし、空き家や町有施設等を活用したテレワークやワーケーションの推進、サテライトオフィス等の施設整備、企業誘致を行うことにより、雇用の確保、移住・定住促進、地域の活性化を図ります。

(6) 観光

- ①あまくさ苓北観光協会の育成・強化のため、地域人材の育成と外部人材の登用を検討するとともに、観光と物産を一本化した組織再編と強化を図り、法人化を含めた自立・自走化を目指します。
- ②富岡城やその周辺施設、富岡港船客待合所を中心とした既存観光資源等

を活用するとともに、食・特産品と観光資源をコラボレーションしたセット商品を販売するなど、稼げる観光の構築を図ります。

- ③国指定史跡の富岡吉利支丹供養碑、アダム荒川記念広場やトルレス神父の記念広場等のキリシタン関連遺産を中心とした観光交流ブランドを構築するとともに、富岡半島を中心とした観光拠点のほかに、新たな観光拠点整備にも取り組みます。また、観光関係各種団体と連携し、観光交流のまちづくりの構築を図ります。
- ④あまくさ茶北観光協会と連携し、新たな旅行商品の造成と誘客、物産振興に繋がる情報発信を行うなど、観光PR活動の強化を図ります。また、モニター事業やSNSなどの情報技術を活用した戦略的な観光客誘致事業を進めるとともに、効果的な観光プロモーション活動の展開を図ります。
- ⑤本町を訪れる観光客が綺麗に管理された施設・文化遺産・景観の中で快適に観光を楽しんでもらうための環境整備に努めます。

(7) 港湾

町管理港湾については、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行うことにより、ライフサイクルコスト※縮減を目指します。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物（建物や橋、道路など）が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	・志岐ダム水管理システム更新 事業負担金	土地改良区		
		・都呂々農業用水管更新事業	茶北町		
		・堆肥センター更新事業	茶北町		
		林業	・森林環境保全整備事業補助金 ・間伐等森林整備促進対策事業 補助金	森林組合 森林組合	
		水産業	・漁村再生交付金事業	茶北町	
	(2) 漁港施設	・志岐漁港臨港道路周辺整備事 業（周辺整備・外灯設置）	茶北町		
		・志岐漁港環境整備用地残土処 分工事	茶北町		
	(3) 地場産業の振興 流通販売施設	・茶北町農協選果場改修事業補 助金	農業協同組合		
	(4) 観光	・観光施設整備事業	茶北町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策事業 ・ 農業用廃プラスチック処理費補助金 ・ 中山間地域等直接支払交付金 ・ 多面的機能支払交付金 ・ 環境保全型農業直接支払交付金 ・ 農業共済事業補助金 ・ 経営継承・発展等支援事業補助金 ・ 都呂々ダム共同管理費負担金 ・ 農業振興事業補助金 ・ 農地有効利用補助金 ・ 優良血統和牛繁殖事業補助金 ・ 農業ビジョン推進補助金 ・ 堆肥センター管理事業 ・ 農業省力化機器導入支援事業補助金 	荅北町 農業協同組合	
			集落組織 集落組織 農業協同組合	
			農業共済組合 農業者	
			熊本県企業局 農業協同組合 農業者 農業協同組合 集落組織 荅北町 農業協同組合	
			荅北町 荅北町 荅北町	
			荅北町 荅北町 荅北町	
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ くまもと間伐材利活用推進事業 ・ 森林病虫害等防除事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金事業 	荅北町 荅北町 荅北町	
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗放流事業補助金 ・ 漁港施設維持管理事業 ・ 磯焼け対策事業 	漁業協同組合 荅北町 荅北町	
	商業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荅北町商工会補助金 ・ 荅北町小規模事業者支援補助金 ・ 荅北町中小企業振興資金利子補給補助金 	商工会 事業者 事業者	
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光団体活動支援事業補助金 ・ 観光施設快適空間管理事業 ・ あまくさ荅北観光協会補助金 	各種団体 荅北町 観光協会	
	(6) その他 港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設維持管理事業 ・ 港湾・港湾海岸改修事業 	荅北町 荅北町	

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芥北町全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

前記、「産業の振興」「その対策」「計画」のとおり。

(3) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進めます。

5. 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興のための施設については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら事業を実施するとともに、公共施設の適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点

本町では、町内全域にF T T H方式（光ファイバーを利用して一般個人宅へ直接引き込む方式）の伝送路を整備し、高速インターネット接続サービスの提供、地上デジタル放送の再送信によるテレビ難視聴地域解消、全世帯へのI P告知放送端末設置による行政防災情報の提供ができる環境を整備しています。

また、住民情報等の各種業務システムについては、法改正や新たな制度に適切に対応するため、適宜改修・更新等を行っています。特に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に係る新たなシステムの構築、関係するシステムの改修によって、他の地方公共団体や国などとの情報連携が可能となり、住民サービスの向上につながっています。一方で、情報ネットワークを介した大量の個人情報の漏洩等を防止するため、国の示した指針に基づき、情報セキュリティの強靱化に努めています。このほか、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した避難情報等の迅速な情報提供やSNSを活用した観光情報等の情報発信、各小中学校における適切なネットワークの環境整備などを行っています。

今後は、防災行政無線機器や各種業務システムの更新、関連機器の修繕、光

ケーブルの交換等が必要となってきますが、こうした費用を分散・最小化できるよう検討・協議していく必要があります。また、各種業務システムの増加に伴い、行政事務の効率化が図られる一方で、維持・保守経費が増加しているため、今後行政事務の標準化を進め、必要経費の軽減を図る必要があります。

さらに、整備された情報環境を観光、農林水産業、教育などの分野で有効な活用が行えるよう、先進地の事例を参考にしながら、具体的なソフト事業を行っていくことが求められます。

セキュリティの確保については、今後、教育分野での強靱化が求められており、本町においても国の動向を注視しつつ、必要な環境整備を行うとともに、情報セキュリティに関する指針の整備や定期的な教育活動を行っていく必要があります。

2. 対策

- (1) 防災行政情報提供のため、防災行政無線機器の整備・更新を行い、町民の生活の安全性を確保します。
- (2) 情報通信網関連機器の更新や維持管理計画について、関連事業者と連携しながら対応していきます。
- (3) 本年9月1日にデジタル庁が設置されることとなっており、行政手続きや業務の効率化に向けた「行政のデジタル化」が加速することが予想されます。本町においても、行政のデジタル化への動きに対応していくとともに、マイナンバーカードの周知活動や普及促進を図るなど、町民の利便性の向上を図りながら行政の一層の効率化を進めていきます。
- (4) 観光、農林水産業、教育の分野での有効的な活用を推進します。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報通信基盤施設更新事業 ・ 防災行政無線機器整備事業 	荅北町 荅北町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

道路・交通網は、安全で便利な住民生活や地域産業・経済を支えるとともに、人々の交流を促進する、まちづくりに欠かすことのできない基盤の一つです。また、高齢化が進行している中で、公共交通は日常に欠かせない生活の足となっています。しかし、人口減少や道路ストック（道路舗装、橋梁及びトンネル等）の更新投資などの社会的背景も踏まえた上で、関係機関と連携を取りながら、効果的で効率的な整備を進めていく必要があります。

天草管内では、高規格道路である熊本天草幹線道路事業の整備が進み、令和4年度には、（仮称）第二天草瀬戸大橋を含む「本渡道路」が完成予定となっています。

本町の道路網は、国道324号・389号及び県道6路線が骨格を成し、これら国・県道から集落を結ぶ生活道として町道が機能しています。

今後は、熊本天草幹線道路などの早期完成や九州西岸軸構想の実現、国・県道の整備促進などに向けて引き続き要請を行っていく必要があります。

町道については、緊急度や必要性を考慮し、道路改良や舗装など、計画的な維持管理を行っています。道路改良は、幅員拡幅工事や落石対策工事が主ですが、事業を進める上で用地の確保が重要であるため、その取得に時間を要しないよう努めています。舗装については、町管理の町道262.770kmのうち、約218.1kmを対象として実施しており、損傷の著しい区間（ひび割れ率40%以上、わだち掘れ40mm以上）が約15.7km（調査箇所の7.2%）存在し、町道の老朽化が進行しているため、修繕が必要な状況です。

公共交通については、これまで苓北～本渡間を運行する路線バスや町内巡回バス、スクールバス運行、高齢者へのタクシー運賃補助、民間移送サービスとの連携により、地域公共交通の維持・確保を図ってきました。

しかしながら、人口減少の本格化に伴い、少子高齢化・過疎化が進み、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。

他方、高齢者の運転免許証の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

また、路線バス等の広域的かつ幹線的な公共交通及びそれに接続する支線的な移動手段について、将来にわたって持続可能なものにするために広域的な取り組みが必要とされています。

天草圏域と長崎市を結ぶ海上交通は、国庫補助航路として、（株）苓北観光汽船が高速船を運航しています。高速船については、国や関係機関と連携しながら、利用促進を進めていく必要があります。

2. 対策

- (1) 広域的な交通アクセスの向上に向け、熊本天草幹線道路の早期完成や、九州西岸軸構想の実現に向けて、関係機関への要請を行います。
- (2) 道路改良事業については、計画を作成する中で地権者の確認を行い、進捗に遅れが生じないように努めます。
- (3) 舗装の個別施設計画により、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持管理費のライフサイクルコスト削減を目指します。
- (4) 庁内関係部署との公共交通政策の連携や、通院、金融、買い物等の既存民間移動サービス支援との連携により、多様化する高齢者の移動ニーズへ対応し、巡回バス事業と併せて地域公共交通の確保・維持を図ります。
- (5) 天草圏域と長崎市を結ぶ海上航路については、今後重要性が高まると予想されるため、国庫補助航路として国や関係機関と連携しながら利用促進を図り、航路の維持・充実に努めます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 町道	・ 町道整備事業 町道の改良 町道の舗装補修	荅北町	
	(2) 林道	・ 林道整備事業 林道の改良 林道の舗装補修	荅北町	
	(3) 漁港関連道	・ 漁村再生交付金事業（志岐漁港臨港道路）	荅北町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業)			
	町道	・ 町道施設維持管理事業	荅北町	
	林道	・ 林道施設維持管理事業	荅北町	
	公共交通	・ 巡回バス運行事業 ・ 天草エアライン機材維持費補助金 ・ 天草エアライン利用促進事業 ・ 離島航路維持・活性化事業	荅北町 天草エアライン 天草エアライン 荅北町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

インフラ施設等の公共施設については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら事業を実施し、公共施設の適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 上・下水道

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。また下水道については、浸水対策や公衆衛生の向上をはじめ、健全な水環境及び循環型社会の実現への貢献など多面的な役割を担う極めて重要な施設です。

本町では、苓北町地域水道ビジョン（苓北町簡易水道事業経営戦略）を作成し、水道事業の健全運営に努めていますが、施設の老朽化が進んでおり、今後、計画的な更新を行っていく必要があります。また、水道未普及地域については飲用水を使える環境整備を支援する必要があります。

下水道事業は、平成12年1月の供用開始から21年が経過しており、予防保全的な管理により経費節減に努めるとともに、管路については、ストックマネジメントの策定により、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ってきました。今後も計画的な修繕や改修を行い、町民への広報・啓発活動を行うことで、故障等を減らし、より一層の経費節減を図り、健全経営に努めていく必要があります。

(2) 廃棄物処理

各家庭から排出されるごみは、天草広域連合本渡地区清掃センターで処理されています。また生ごみについては、牛ふんや下水道脱水汚泥とともに町堆肥センターで堆肥化しています。

本町では、一般廃棄物処理対策推進委員会の活用や広報・啓発活動を行い、住民の協力を得ながらごみの分別を実施していますが、分別が不十分なケースも見られるため、引き続き広報・啓発活動の推進や一般廃棄物処理対策推進委員会の活用等により、町民のごみ分別について一層の周知・徹底を促進する必要があります。また、新ごみ処理施設建設については、天草広域連合を事業主体として、新ごみ処理施設整備基本計画に基づき進められています。天草広域連合及び構成市と連携を図りながら進めていく必要があります。

不法投棄については、まだ山間部や人通りの少ない場所での悪質な不法投棄が後を絶たない状況であるため、関係機関や町民等との連携を強化し、監視・パトロール体制を充実させていくことが求められます。

また、町民と一体となった「3R運動※」の推進や、堆肥センターの有効活用を進め、循環型社会の実現に向けて取組を進めていく必要があります。

※3R運動：リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の三つのR (アール) の総称です。一つめのR (リデュース) は、物を大切に使い、ごみを減らすこと、二つめのR (リユース) は、使える物は、繰り返し使うこと、三つめのR (リサイクル) は、ごみを資源として再び利用することです。

(3) 防災・生活安全対策

本町は、常備消防の天草広域連合消防本部中央消防署苓北分署と、非常備消防の消防団が連携を図り消防力を確保しています。また、自主防災組織も42行政区で年間を通して活動しています。苓北分署については、新築移転計画があるため、関係機関と連携を図りながら進めていく必要があります。

消防施設及び消防資機材は、苓北分署に消防化学車1台、高規格救急車1台、消防団に小型動力ポンプ積載車17台、小型動力ポンプ17台が配備されており、消防団の活動拠点として消防倉庫17棟、消防水利として、防火水槽153基、消火栓269ヶ所が整備されています。また、災害時の緊急避難場所及び指定避難所には必要な備品等の整備を進めています。

有事即応体制の確保のために、消防資機材の適正な維持管理に努めるとともに、消防団の訓練を年5回実施しています。また、住民の防災意識の向上や災害時に備え、全町民を対象とした避難訓練を毎年1回実施するとともに、町防災訓練を住民、学校、自主防災会、消防団、苓北分署の参加により年1回実施するなど、地域防災力の向上を図っています。

近年は、異常気象による集中豪雨や大型化する台風、巨大地震の発生など大規模な災害が毎年発生し、日本各地で甚大な被害をもたらしています。

そのような中、地方では、少子高齢化による災害弱者の増加や人口減少に伴う消防団員の減少など、地域防災力の低下が懸念されています。また、全国的に災害時に避難しない人が犠牲になっていることから、住民の避難行動への意識の向上も課題です。さらに、火災の初期消火には、地元消防団や自主防災会による初期消火が効果的ですが、消防水利である防火水槽や消火栓などの老朽化も課題となっています。

周囲に危険を及ぼす可能性のある空き家、いわゆる「危険家屋」については「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき解体撤去を推進していく必要があります。

河川については、下流域は河川改修が完了していますが、上流域には未整備護岸が多く残っているため、護岸の改修が必要です。

町内に設置されている外灯のうち161基が水銀灯となっています。今後は、水銀灯の製造中止に伴い使用できなくなるため、外灯のLED化を図り、住民の安全性を確保する必要があります。

(4) 住環境の整備

本町では、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の長寿命化を計画的に進めながら適正な維持管理に努めています。

今後、建物の経過年数とともに維持管理費用の増加が予想されるため、財源の確保と併せ、長寿命化計画に基づく施設の適正な維持管理を計画的、効果的に進めていく必要があります。

(5) 斎場の整備

本町の斎場は、火葬場として設置されており、故人と最後のお別れをする場となっています。平成3年度から稼働しており、年間約130体の利用があり、苓北町の重要な施設としての役割を果たしています。

現在まで、大規模改修も含めて部分補修を行っていますが、全体的に老朽化が進み、経年劣化が進んでいくため、部分改修を行いながら施設を維持していく必要があります。

2. 対策

(1) 上・下水道

- ①水道施設・設備の更新に向けて関係機関との協議を進めていくとともに、適切な維持管理による長寿命化や、将来的な簡易水道の統合を見据えた計画的な更新を進め、施設の耐震化を図ることにより、水道水の安定供給に努めます。
- ②水道未普及地域への水道施設整備費の支援を行います。
- ③安定的な水の供給を将来にわたって継続していくために、現在取水している水源の水量不足及び枯渇を想定し対応するため、引き続き新たな水源を確保できるよう、調査・開発を進めます。
- ④苓北町地域水道ビジョン（苓北町簡易水道事業経営戦略）に基づき、水道事業の効率化をより一層図るため、体制整備を検討していきます。
- ⑤将来にわたり健全で安定した水道事業を持続させるため、合理的な投資と経営基盤の強化に取り組み、一層の経営努力に努めます。
- ⑥水洗化がされていない住宅等について、下水道等への接続を促進し、水洗化率を向上させていくとともに、今後もストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な更新と維持管理による長寿命化に努めます。また、広報・啓発活動により、施設の適正な管理と経費削減に努めていきます。
- ⑦合併処理浄化槽の設置促進を図り、水洗化率を向上させていきます。

(2) 廃棄物処理

- ①環境への負荷を低減し、快適な生活を維持する資源循環型社会の形成に向け、天草広域連合による広域的なごみ処理・リサイクル体制を充実させていくとともに、環境教育や広報・啓発活動による町民や事業者のごみ分別の一層の徹底や3R運動の促進、巡視や通報等による不法投棄対策の体制強化に努めます。
- ②堆肥センターを有効に活用していくことで、資源循環型社会の形成に寄与します。
- ③天草地域の環境保全及び効率化を図ることを目的として、天草地域5ヶ所のごみ処理施設を1ヶ所に集約した「天草広域連合新ごみ処理施設（焼

却施設・リサイクル施設)」の令和9年4月稼働開始に向けて、天草広域連合及び構成市と連携を図りながら整備を進めていきます。

(3) 防災・生活安全対策

- ①災害から命を守るためには、安全な場所へ避難することが一番重要であり効果的であるため、引き続き避難行動の重要性の啓発活動に取り組みます。
- ②ハザードマップの適宜見直しや更新、多様化する避難者へ対応するための避難所の整備を進めていきます。
- ③災害時には初動対応が重要であり、自主防災組織の活動が効果的であるため、引き続き組織化を進めるとともに、訓練の補助や備品整備を支援していきます。
- ④消防団については、人口が減少するなかで、新たな団員の確保が困難なことから、消防団OBを活用した機能別団員の導入や組織編成の見直しを検討しながら、機動力の維持を図ります。
- ⑤苓北分署の常備消防指導による効果的な消防団訓練の実施や、防火水槽や消火栓の整備、更新を進め防災力の強化を図ります。
- ⑥苓北分署の新築移転については、関係機関と連携を図りながら進めます。
- ⑦危険家屋については、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき危険家屋の解体撤去を推進します。
- ⑧河川の護岸改修を行い、住民の安全確保を図ります。
- ⑨水銀灯が使用されている外灯のLED化を図り、住民の安全を確保します。

(4) 住環境の整備

- ①町営住宅の長寿命化を図り、将来的な財政負担を軽減するため、長寿命化計画に基づき、計画的に改修を行います。
- ②町営住宅の長寿命化計画（第1期）の最終年度は令和4年度となっているため、第2期（令和5年度～令和14年度）の長寿命化計画を策定し、住宅の適正な維持管理に努めます。

(5) 斎場の整備

火葬炉設備は、狭い炉内や配管内で短時間の間に高温・冷却を繰り返す消耗の激しい設備です。このため、安全に安心して苓北町斎場を利用していただくため、また、火葬業務の円滑な作業を図るためにも、日頃の状況、定期点検等の結果も踏まえたうえで、建物・設備等の劣化状況を見ながら破損、不具合、故障等予防保全の観点も含めたうえで、必要箇所の補修を行います。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設更新事業 水道施設（管路）更新事業 水道施設整備事業補助金（未普及地域・共同（自家）施設） 水道施設改良事業 	荅北町 荅北町 個人・組合 荅北町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理場更新事業 下水道管渠・マンホールポンプ更新事業 	荅北町 荅北町	
	農業集落排水 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業 	荅北町	
	特定地域生活 排水理施設	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域生活排水処理事業 	荅北町	
	(3) 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 新ごみ処理施設建設事業施設整備負担金 本渡地区清掃センター解体経費負担金 	広域連合 広域連合	
	(4) 斎場	<ul style="list-style-type: none"> 荅北町斎場補修事業 	荅北町	
	(5) 消防施設	<ul style="list-style-type: none"> 消防施設整備事業 荅北分署建設工事負担金 	荅北町 広域連合	
	(6) 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅改修事業 	荅北町	
	(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸改修工事 外灯修繕及び新設事業 志岐漁港臨港道路旧護岸撤去他工事 役場庁舎非常用電源更新事業 住宅リフォーム支援事業 	荅北町 荅北町 荅北町 荅北町 荅北町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 生活	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅長寿命化計画策定事業 都呂々ダム共同管理費負担金 	荅北町 熊本県企業局	
環境	<ul style="list-style-type: none"> ごみ資源化減量化対策事業 海岸漂着地域対策推進事業 地域環境美化対策事業 環境基本計画改定業務 	荅北町・行政区 荅北町 荅北町 荅北町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 防災 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家解体補助事業 ・ 水道施設固定資産台帳作成業 務委託事業 ・ 企業会計システム導入事業 ・ 荅北町斎場運営事業 ・ 水道事業統合認可設計・届出 設計事業 ・ 水道施設更新事業（水道施設 機能等診断） 	荅北町 荅北町 荅北町 指定管理者 荅北町 荅北町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら事業を実施するとともに、公共施設の適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

町営住宅については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら適切な管理運営を行うとともに、町営住宅の長寿命化計画に基づき、長寿命化を図ります。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 子育て支援の充実

本町では、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子育て支援サービスや子育て支援のネットワークづくり、経済的支援等を進めるとともに、仕事と子育ての両立支援に向けて、セミナーの開催や子育て支援センターの周知などに取り組んできました。また、母子の健康を確保するため、母子健康手帳交付から出産、子育てまで、切れ目のない支援や、育児不安軽減のために子育て支援センターと連携を取りながら子育て仲間づくりに取り組んでいます。さらに、子どもたちの教育環境を整備し、次代の親の育成に向けた取組や生きる力の育成、家庭や地域の教育力の向上に努め、地域で安全に、安心して子育てすることが可能となるよう、生活環境の整備や子どもの安全を確保するための取組を進めています。

今後は、子ども・子育て支援事業計画の評価を十分に検証し、それに対する課題を改善していくなど、必要に応じて計画を見直す必要があります。また、保育ニーズを把握し、それに対応した保育サービスを充実させるとともに、子育て支援ネットワークづくりや子育て家庭への支援の充実、仕事と子育ての両立支援、保育園改築への支援など、地域で安心して子育てを行えるよう、多様な支援を進めていくことが必要となります。

(2) 高齢者支援の充実

本町では、介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、基本理念を「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」・「住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できる町」として、施策の推進を図っています。

また、苓北町地域包括支援センターを中心として、関連部門、関係機関・団体相互の連携強化を図りながら、高齢者支援推進体制の充実に努めるとともに、要介護認定者を対象とした居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等、要支援認定者を対象とした介護予防サービス等の提供体制の充実に努め、これらのサービスの利用に対する介護給付や予防給付を実施しています。

さらに、高齢者が生きがいをもって生活を送れるよう、社会参加への機会を充実させるための支援を行うとともに、地域で安心して生活を送れるように各種の福祉事業を行っています。

今後、高齢者の増加により要支援、要介護者の増加が見込まれるため、適正なサービスを受けられるよう、サービス提供体制の充実を関係部署や関係機関と連携しながら検討し、全ての高齢者が安心して、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、まちづくりを進めていく必要があります。また、公共交通機関がカバーできない地区では、自家用車かそれに代わるものがないと医療機関への通院や買い物が出来ない状況であるため、移動手段の確保が必要です。

老人クラブについては新規加入者が少なく、今後、現在の単位での運営が難しくなることが考えられます。このため、老人クラブの活動支援などを行うとともに、高齢者の就業や社会参加などについて関係機関とも協力しながら検討し、生きがいづくりにつながる施策を進めていくことが求められます。

(3) 地域福祉の充実

本町では、「第3次苓北町地域福祉計画」に基づき、苓北町社会福祉協議会を中心として、民生児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等への支援を行うとともに、関係団体が連携して、地域における多様な福祉活動を行ってきました。

また、安心ネットワークやサロン活動への支援を通じた地域内での日常的な見守り体制や、災害時要援護者支援計画に基づき、災害時における高齢者や障がい者等の要支援・要配慮者を対象とした支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進行により、高齢者のみの世帯や独居老人世帯が増加するなど、地域における福祉ニーズはますます高まるものと考えられ、特に高齢者への対応はより多様化・複雑化することが見込まれます。

このため、地域共生社会の理念のもと関係機関・団体との連携強化、住民

が主体的に支え合うことができる体制の整備を図るなど、より一層の地域福祉推進体制の整備が求められます。

さらに、地域福祉活動に主体的に取り組む多様な担い手の育成と地域福祉の基盤整備など、総合的かつ計画的に地域福祉の充実を図っていく必要があります。

(4) 障がい者支援の充実

本町では、障がい者計画及び障がい福祉計画を策定し、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付の支給や、各種地域生活支援事業(相談支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、訪問入浴支援等)を実施し、障がい福祉サービス等の提供を関係機関と連携しながら行っています。

また、障がい児に関しては、関係機関と連携し、療育体制や障がい児保育・特別支援教育の充実に努め、地域で適切な相談支援が受けられる体制を整備してきました。

さらに、障がい者の雇用・就業の支援については、指定障害福祉サービス事業所等との連携による福祉的就労の機会確保、ハローワーク等の関係機関とのネットワーク構築による制度の周知や情報提供を行うなどの支援を行っています。また、スポーツ活動やイベント等へ障がい者が参加しやすい環境づくりに努めています。

今後は、障がい者に関わる各部門との連携を強化することで、障がい者支援推進体制の充実を図ることが求められます。さらに、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、関係部署や関係機関との間での情報共有による生活支援事業の一層の充実や、障がいの重度化や重複化を防ぐため、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努め、保健・医療分野と福祉分野の連携を強化していくことが求められます。また、ユニバーサルデザインに基づく整備を推進し、生活環境の充実を図る必要があります。

また、障がい児保育、軽度障がい児保育共にニーズが高くなっているため、今後は保育園での人材確保などの対策や、特別支援教育についての理解・啓発を行っていくことが求められます。

2. 対策

(1) 子育て支援の充実

- ①子育て支援医療の充実を図ります。
- ②子育てを支援する生活環境の整備を図ります。
- ③学童保育や休日保育など、仕事と子育ての両立支援を図ります。
- ④子どもを地域で見守る環境づくり、子どもの安全確保に努めます。
- ⑤保育料の軽減、誕生祝い金の支給など、多子世帯の子育て支援を図ります。
- ⑥保育園の改築に支援を行います。

(2) 高齢者支援の充実

- ①在宅高齢者等移送サービス事業により、高齢者の移動手段の確保を図ります。
- ②高齢者が健康で、生きがいをもって暮らせるよう、高齢者に対する福祉サービスや生活支援を推進していきます。

(3) 地域福祉の充実

- ①町民が共に支え合いながら、住み慣れた地域で生きがいをもって、健康で安心して暮らせるよう、高齢者福祉計画に基づき、より多くの住民が地域の福祉活動へ参画できる体制を構築していきます。
- ②地域福祉を支える多様な担い手の育成を行うなど、助け合い支え合う地域づくりを進めるとともに、関係機関の連携強化など福祉サービスを適切に提供するための仕組みづくりを進めます。
- ③全ての町民が安心して暮らすことのできる環境づくりに向け、地域内での見守り体制の充実や災害時避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実に努めます。

(4) 障がい者支援の充実

- ①障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がいによる生活への不安を解消し、障がい者が地域社会の一員として住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるまちづくりを進めます。
- ②日常生活用具の給付、社会生活に参加するための移動支援など地域活動支援事業の更なる充実を図ります。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 (2) その他 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 児童福祉	・ 坂瀬川保育園改築整備事業 ・ 荅北町温泉センター管理事業 ・ 公園整備事業 ・ 荅北町子育て支援医療費助成 事業	保育所 荅北町 荅北町 荅北町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩・はり・きゅう等施術 助成事業 ・在宅高齢者等移送サービス事 業委託料 	苓北町 苓北町	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員活動推進事 業 ・苓北町社会福祉協議会補助金 ・老人福祉センター管理事業 ・苓北町温泉センター運営事業 	協議会 協議会 指定管理者 指定管理者	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

福祉・保健施設については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

本町では、住民が安心して病院を受診できるよう、地域医療の充実を図る必要があります。

天草地域における医療機関の連携強化を図るため、最新機器導入に係る経費を天草地域の自治体（上天草市、天草市、苓北町）の補助金により購入しています。医療に関する業務もネットワークで共有し、最新の機器への対応も必要となってきました。

2. 対策

- (1) 住民が必要なときに安心して医療にかかれるよう、関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。
- (2) 医療機関内に設置する天草メディカルネット機器の整備及び更新を支援します。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 病院	<ul style="list-style-type: none"> ・天草メディカルネット機器整 備事業補助金 	医療機関	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 学校教育

少子高齢化や過疎化に伴い、本町の児童・生徒数は減少の一途をたどっています。

本町では、全ての小中学校の校舎及び体育館の耐震化を実施し、安全な学習環境を整備するとともに、継続した学校図書を購入や全ての小中学校にタブレットPCを導入し、教育環境の整備を図っています。また、関係機関と連携しながら、生きる力の育成を重視した教育活動を推進しており、そのための教員の資質向上に努めるため、学校教育指導員の配置や教職員による授業づくり研修会などを行っています。

生きる力の育成を重視した教育活動の推進により効果が出ている面はあるものの、個別の支援が必要な児童・生徒への対応などの課題もあり、今後はこうした課題を改善していくための取組を検討し、進めていくことが求められます。また、教員の資質向上に向けても、学校教育指導員を継続的に配置し、実践力・指導力を安定的に向上させ、維持していく取組が必要となります。

(2) 社会教育

価値観の多様化及び情報通信技術の急速な発展、並びに高齢化による健康意識の高まりが進む中で、町民一人ひとりが心豊かで充実した人生を過ごされるよう、趣味に応じて自ら学習を行い、自己を高めていく場が求められています。

また、小学校の運動部活動が廃止となり社会体育への移行に伴い、社会体育クラブの指導者育成及び総合型地域スポーツクラブの育成等の小学生児童の運動を行う機会の創出の取組が必要です。

本町では、町民の学習等の要望に応えるための施設として、公民館、総合センター、ふれあい館、体育館、グラウンド等の施設があり、これらを利用した講座や教室、催し物等が開催され、自主的に活動が行われています。これらの活動を一層充実するためには、当該施設の環境整備が最も重要であり、施設の整備と併せて各種関連事業等の情報の一元化と即時提供に努める必要があります。

2. 対策

(1) 学校教育

- ①子どもたちが郷土に誇りを持ち、一人ひとりの可能性を最大限に発揮し、これからの社会をたくましく生きていくことができるよう、指導体制の向上を図りながら、基礎・基本の定着や地域資源を活かした特色ある教育を推進していきます。
- ②個別支援が必要な児童・生徒に対する取組等による確かな学力の育成をはじめ、読書活動の促進や道徳・福祉教育の推進等による豊かな人間性の育成、いじめにつながる事案の早期発見と対応、安全衛生管理を徹底しながら健康教育や食育を推進して健康な身体と体力を育成するなど、生きる力の育成を重視した教育活動を推進します。
- ③学校施設の長寿命化対策、学校図書や情報ネットワークの充実など、学校施設・設備の整備に計画的に取り組み、学校と地域が連携しながら、開かれた学校づくりを進めていきます。また、地域における自主的なパトロール活動や見守り活動を通じて子どもたちの安全対策を促進していきます。
- ④少子化に伴う学校規模適正化について、検討を進めていきます。
- ⑤荅北中学校の校舎を建て替え、規模に合った適正な教育環境を整えます。

(2) 社会教育

- ①施設の整備、学習指導体制の充実、学習機会の拡大や各種情報の提供等を推進し、いつでも、どこでも、誰もが自由に学習機会を選択し、学ぶことができるような生涯学習の環境を整備します。
- ②スポーツを実践する機会の創出のため、社会体育クラブへの支援並びに総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- ③体育館、武道館、グラウンド、総合センター、温泉プール、天然芝サッカー場などの施設の改修・更新等を計画的に実施し、施設の整備に努めます。また、小中学校や高校、大学、一般等のスポーツ団体の合宿誘致を積極的に進め、交流促進と施設の有効活用を図ります。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	・荅北中学校改築事業 ・町内小中学校改修等事業	荅北町 荅北町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(2) 体育施設等 体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荅北町温泉プール大規模改修事業 ・ 荅北町庭球コート改修事業 	荅北町 荅北町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 生涯学習・ス ポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動推進事業 ・ タやけマラソン大会事業 	荅北町 荅北町	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荅北町町民総合センター管理事業 ・ 荅北町温泉プール管理事業 	指定管理者 指定管理者	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

教育施設等については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら事業を実施するとともに、公共施設の適切で効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努めます。

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点

本町では、町から各区長を通じた行政情報等の発信や、行政通信等を通じた区民総意の要望を町に伝えてもらうなど、町民のコミュニティ意識・自治意識の高揚を図っており、コミュニティリーダーに対しては、各種講演会等への参加を呼びかけるなど、育成に努めています。また、コミュニティ活動に対して支援を行うことで、活性化を図っています。さらに、集会施設等の整備充実に対する支援を行うことで、コミュニティの場の充実を図っています。

今後は、若い世代にもコミュニティ意識を更に向上させ、参加を促していくことで、あらゆる世代が共生できる地域づくりを行っていくことが求められます。一方で、世帯数が少ない行政区では、高齢化が進み、コミュニティ機能の維持が困難な状況となっています。こうした行政区を維持していくため、区の現状把握を行い、区長・区民との協議のもと具体的な対策を講じていく必要があります。

また、各地区公民館・集会所においては、地域のコミュニティ活動拠点として利用人口の拡大を図っていく必要があります。

2. 対策

- (1) 行政からの情報発信や行政通信等を通じてコミュニティ意識・自治意識の高揚を推進していくとともに、若い世代のコミュニティへの参加を促し、子どもから大人まで共生できる地域づくりを進めます。
- (2) 地域が輝く行政区活動補助金等により行政区の活動支援を引き続き行うとともに、コミュニティ機能の維持が困難な行政区においては、アンケート等により区の現状把握を行い、区長・区民との協議のもと具体的な対策を講じていきます。
- (3) 各行政区の集会施設等については、地域住民の活動の拠点として有効に活用していくために、施設の維持管理を計画的に実施できるよう支援していくとともに、利用人口の拡大を図っていきます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) その他	・ 地域が輝く行政区活動補助金 ・ 自治会活動保険補助金	行政区 行政区	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

本町では、文化芸術団体へ支援を行うことで、育成を図るとともに、指導者の育成・確保に努めています。また、ふるさとふれあい文化祭や各種コンサートの開催など、活動成果を発表する機会や多様な文化芸術を鑑賞する機会を設けて、文化芸術にふれる機会の充実を図っています。さらに、文化財の発掘・調査や復元整備を行い、文化財に関する学習機会の提供など、文化財の保存・活用を図っています。

一方、文化芸術団体の構成員の高齢化等により、団体の存続等に関わる問題があり、今後も文化芸術団体や指導者の育成、文化芸術にふれる機会を充実させていく取り組みを同様に行っていくためには、対策を検討していくことが求められます。

また、富岡城一帯やキリスト教関連の文化財の保存・活用を引き続き図る必要があります。

2. 対策

- (1) 人生に楽しみと安らぎをもたらす、一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指し、地域文化の継承・創造と地域の活気と魅力を引き出していくため、文化協会など各種文化芸術団体の育成や指導者の育成・確保に努めるとともに、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。
- (2) 数多くの貴重な歴史文化資源を有するまちとして、歴史文化を生かした個性あるまちづくりを一層進めるため、学芸員の資格を持つ本町職員を配置し、指定文化財の適切な保存・活用や、埋蔵文化財の発掘調査や復元など、有形・無形の貴重な文化財の保存と活用を進め、町内外の多くの人々が天草の中心であった本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりに努めます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 地域文化振興	・ 苓北町文化協会補助金	文化協会	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められるなか、本町では、役場庁舎や学校施設に太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーを推進しています。また現在、民間事業者による陸上風力発電事業の計画が進行しています。風力発電事業がもたらす地域雇用の創出並びに地域経済の活性化を踏まえ、官民連携により事業の進展に向けて支援を行っていく必要があります。また、風力発電事業も含めたさまざまな再生可能エネルギー事業を支援し、民間事業者と連携を図りながら積極的に誘致を進めていくことが求められます。

2. 対策

再生可能エネルギー事業の事業進出について、事業者と連携を図りながら事業の実現と誘致に取り組み、「電気のふるさと」としてのまちづくりに努めます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業)	再生可能エネルギー事業の事業 進出について、関係機関、民間 事業者等と連携を図りながら事 業の実現と誘致に取り組む。	荅北町・事業者	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

本町では、町内の農林水産業、商工鉱業、文化芸術団体、保育園、小中高校、老人会、福祉施設などが一堂に会し、4年に一度、産業文化祭を開催しています。

産業文化祭は、次代に誇りを持ってつないでいく自立した町を築いていくため、また本町の活性化のため、今後も継続して開催していく必要があります。

2. 対策

産業文化祭を開催し、安全・安心のまちづくり、環境にやさしいまちづくり、町民の健康づくり、さらには、町民の新たな創意による輝かしい未来への力強いふるさとづくりに努めます。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必 要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 産業文化祭	・産業文化祭事業	荅北町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する施設はありませんが、同計画の基本方針に基づき、新たな施設整備が必要な場合は十分な協議を行い、中長期的視点から費用対効果を考慮し、必要な施設のみを整備します。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住、 地域間交流の 促進、人材育成	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> 空き家活用支援事業 移住支援事業 	<p>苓北町 苓北町</p>	<p>空き家の有効活用と併せ移住・定住による人口増加を促進するもので、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> 唐津市姉妹都市締結記念事業 地域間交流事業 志岐氏サミット事業 海外研修派遣事業 	<p>苓北町・唐津市 苓北町 苓北町</p>	<p>交流人口の拡大と地域の活性化に資する事業で、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 農業	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害対策事業 農業用廃プラスチック処理費補助金 中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金 農業共済事業補助金 経営継承・発展等支援事業補助金 都呂々ダム共同管理費負担金 農業振興事業補助金 農地有効利用補助金 優良血統和牛繁殖事業補助金 農業ビジョン推進補助金 堆肥センター管理事業 農業省力化機器導入支援事業補助金 	<p>苓北町 農業協同組合</p> <p>集落組織 集落組織 農業協同組合</p> <p>農業共済組合 農業者</p> <p>熊本県企業局 農業協同組合 農業者 農業協同組合 集落組織 苓北町 農業協同組合</p>	<p>鳥獣害対策、担い手不足の解消、生産性の向上や農業経営の安定を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
	林業	<ul style="list-style-type: none"> くまもと間伐材利活用推進事業 森林病害虫等防除事業 森林整備地域活動支援交付金事業 	<p>苓北町 苓北町 苓北町</p>	<p>間伐材利活用の推進、森林の保全、森林の有する多面的機能の維持を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> 種苗放流事業補助金 漁港施設維持管理事業 磯焼け対策事業 	<p>漁業協同組合 苓北町 苓北町</p>	<p>水産資源の維持、漁業者の所得向上を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
	商業	<ul style="list-style-type: none"> 苓北町商工会補助金 苓北町小規模事業者支援補助金 苓北町中小企業振興資金利子補給補助金 	<p>商工会 事業者 事業者</p>	<p>後継者育成や事業者の経営安定を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 観光	<ul style="list-style-type: none"> 観光団体活動支援事業補助金 観光施設快適空間管理事業 あまくさ茶北観光協会補助金 	各種団体 茶北町 観光協会	観光交流のまちづくりの構築を 図ることができるなど、事業効 果は将来に持続的に及ぶ。
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 町道	<ul style="list-style-type: none"> 町道施設維持管理事業 	茶北町	町道利用者の安全性向上を図る ことができるなど、事業効果は 将来に持続的に及ぶ。
	林道	<ul style="list-style-type: none"> 林道施設維持管理事業 	茶北町	林業振興と併せ、地域住民の生 活道としての安全性向上を図る ことができるなど、事業効果は 将来に持続的に及ぶ。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 巡回バス運行事業 天草エアライン機材維持費補 助金 天草エアライン利用促進事業 離島航路維持・活性化事業 	茶北町 天草エア 天草エア 茶北町	地域公共交通の確保・維持を図 ることができるなど、事業効果 は将来に持続的に及ぶ。
5 生活環境の 整備	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 生活	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅長寿命化計画策定事 業 都呂々ダム共同管理費負担金 	茶北町 熊本県企業局	住宅環境の整備、住民への安 定的な水の供給を行うことが できるなど、事業効果は将来に 持続的に及ぶ。
	環境	<ul style="list-style-type: none"> ごみ資源化減量化対策事業 海岸漂着地域対策推進事業 地域環境美化対策事業 環境基本計画改定業務 	茶北町・行政区 茶北町 茶北町 茶北町	資源循環型社会の形成を図るこ とができるなど、事業効果は 将来に持続的に及ぶ。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 空家解体補助事業 	茶北町	危険家屋の解体撤去を推進す ることで住民の安全を守ること ができるなど、事業効果は将来に 持続的に及ぶ。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設固定資産台帳作成業 務委託事業 企業会計システム導入事業 茶北町斎場運営事業 水道事業統合認可設計・届出 設計事業 水道施設更新事業（水道施設 機能等診断） 	茶北町 茶北町 指定管理者 茶北町 茶北町	上・下水道事業の経営基盤強 化、町斎場の適切な維持管理を 図ることができるなど、事業効 果は将来に持続的に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) 児童福祉 高齢者福祉 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苓北町子育て支援医療費助成事業 ・ あん摩・はり・きゅう等施術助成事業 ・ 在宅高齢者等移送サービス事業委託料 ・ 民生委員児童委員活動推進事業 ・ 苓北町社会福祉協議会補助金 ・ 老人福祉センター管理事業 ・ 苓北町温泉センター運営事業 	苓北町 苓北町 苓北町 協議会 協議会 指定管理者 指定管理者	子育て環境の整備を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。 高齢者の移動手段の確保、健康増進を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。 民生委員児童委員の活動支援及び社会福祉協議会への補助、高齢者が利用する施設の適正な管理・運営を図ることができるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ。
7 医療の確保	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) 病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天草メディカルネット機器整備事業補助金 	医療機関	地域医療の充実を図ることができるなど、事業の効果は将来に持続的に及ぶ。
8 教育の振興	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) 生涯学習・スポーツ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域学校協働活動推進事業 ・ タヤけマラソン大会事業 ・ 苓北町町民総合センター管理事業 ・ 苓北町温泉プール管理事業 	苓北町 苓北町 指定管理者 指定管理者	地域の将来を担う人材育成、町民の健康増進と地域の活性化を図ることができるなど、事業の効果は将来に持続的に及ぶ。 施設の適正な維持管理を行うことで利用者の利便性の向上を図ることができるなど、事業の効果は将来に持続的に及ぶ。
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が輝く行政区活動補助金 ・ 自治会活動保険補助金 	行政区 行政区	コミュニティ機能の維持を図ることができるなど、事業の効果は将来に持続的に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) 地域文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苓北町文化協会補助金 	文化協会	町民主体の文化芸術活動の活性化を図ることができるなど事業の効果は将来に持続的に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業)	再生可能エネルギー事業の事業 進出について、関係機関、民間 事業者等と連携を図りながら事 業の実現と誘致に取り組む。	荅北町・事業者	「電気のふるさと」としての町 づくりを推進することができる など、事業の効果は将来に持続 的に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 (ソフト事業) 産業文化祭	・産業文化祭事業	荅北町	町民の新たな創意による輝かし い未来への力強いふるさとづく りを図ることができ、事業の効 果は将来に持続的に及ぶ。